

不登校児童生徒を持つ保護者交流会・相談会業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、不登校児童生徒を持つ保護者交流会・相談会の契約予定者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務の名称

不登校児童生徒を持つ保護者交流会・相談会業務

(2) 業務の目的

不登校の状態にある子どもを持つ保護者の交流会・個別相談会を実施し、保護者等の不安・負担軽減を目指す。

(3) 業務の内容

詳細は別添仕様書のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年(2027年)2月28日(日)まで

(5) 予定価格

2,486,000円(消費税および地方消費税を含む)

3. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有するもので、次に掲げる(1)または(2)に該当する者であること。

(1) 次のア～エすべての要件を満たす者を対象とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

エ 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の種目で登録されている者であること。

【営業種目】

次のいずれかの種目が希望営業種目に登録されていること

大分類：役務 中分類：イベントの企画・運営

大分類：役務 中分類：イベントの会場設営

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

(〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314)

(2) 特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合または任意団体で、次のア～オのすべての要件を満たす者。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 代表者・構成員・事務局等の団体組織、意思決定方法、会計、運営等について、定款等において定められていること。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

オ 県税、消費税および地方消費税の未納がないこと。

#### 4. 説明会

説明会は実施しない。

#### 5. 企画提案に関する質問の受付

##### (1) 質問方法

質問票（様式 2）により、FAX または電子メールで受け付ける。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を確認の電話で連絡すること。

##### (2) 質問受付期間

令和 8 年 4 月 13 日（月）17 時まで

##### (3) 質問に対する回答

- ・質問期限までの間、質問者へ随時電子メールにて回答する。
- ・なお、各事業者からの質問を全てまとめて、令和 8 年 4 月 17 日（金）を目途に本県ホームページ

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/>) に掲載する。

## 6. 企画提案書等の提出について

### (1) 提出書類

参加を申し込む事業者は、次の①から⑤の書類を作成し、提出すること。

なお、1者につき、1提案とする。

提出部数は、①、②、④、⑤については、正本1部のみ。③については、正本1部、写し5部とする。なお、写し5部には会社名等の提案者が推測される情報を入れないこと。

#### ①応募申込書（様式1）

#### ②企画提案書提出書（様式3）

#### ③企画提案書（任意様式）

・次の事項を必ず明記し、A4サイズ（ホチキス左上1カ所綴じ）とすること。

ア：提案者の概要および類似実績

- ・設立時期、資本金等、従業員数、業務概要の内容
- ・個人情報の管理やセキュリティ対策への取組
- ・過去3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日の期間に完了した事業に限る）以内で実施した類似事業の実績

イ：業務遂行にあたっての基本的な考え方

ウ：不登校児童生徒を持つ保護者交流会・相談会の提案（仕様書に掲げる内容および仕様書にはない独自の提案内容）および実施計画

エ：不登校児童生徒を持つ保護者交流会・相談会の提案・作成、県との協議・報告など、全体の業務処理体制

- ・不登校児童生徒を持つ保護者が参加を通じて安心・不安解消につながる内容
- ・なるべく多くの方の参加を得るための開催内容、周知方法

オ：その他（目的を達成するために必要と考えられる事項）

#### ④経費見積書（任意様式）

ア 経費見積書には、別紙仕様書をもとに、着手から納品に要する経費とその内訳を明記すること。（同仕様書4に示す業務に要する経費が分かるように内訳を記載すること。また、消費税および地方消費税を含むものとし、税額を明記すること。）

イ 経費見積書には、事業所名、所在地住所、代表者名、代表者印があること。

## ⑤添付書類

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ・高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、（ア）障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し、（イ）障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書、（ウ）「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し、（エ）障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ・環境マネジメントシステムのうち、（ア）国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証をうけている場合は審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会（J A B）等）による証明書の写し、（イ）一般社団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録を受けている場合はその写し、（ウ）特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録を受けている場合はその写し、（エ）一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証を受けている場合はその写し
- ・3（2）に該当する事業者は、定款等、県税、消費税および地方消費税の未納がないことを証明する書類（納税証明書）

## （2）提出方法

下記(3)に示す提出先への持参または簡易書留による郵送に限る。

※持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日および祝日を除く、平日 9:00 から 17:00 とする。

※郵送の場合は、提出期限までに提出先に届いていること。また、必ず到達確認の電話を行うこと。

### (3) 提出期限と提出先

提出期限：令和8年4月22日（水）（※土、日および祝日を除く）の17時00分まで（必着）

提出先：滋賀県子ども若者部子どもの育ち学び支援課

（連絡先）〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号（本庁新館2階）

TEL 077-528-3458 FAX 077-528-4854 E-mail [jb00@pref.shiga.lg.jp](mailto:jb00@pref.shiga.lg.jp)

## 7 審査について

### (1) 審査方法

滋賀県子ども若者部子どもの育ち学び支援課および関係課において設置する審査会において、提出された企画提案書等およびプレゼンテーションについてあらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき審査を行う。

### (2) 評価項目

評価項目は次のとおりとし、参加した事業者のうちから、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高いものを契約予定者とするが、総合点が最も高いものが複数あった場合は、最も見積価格が低いものを契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。

	評価項目	配点
1. 実施体制	業務内容および目的に関する知識・理解が十分にあり、目的を的確に捉えた提案となっているか。	16点
	事業実施スケジュールは示され、実効性があるか。	10点
	実行体制（人員配置など）が示され、実効性があるか。	10点
	個人情報の管理やセキュリティ対策は本県の規則等に照らし十分なものか。	5点
2. 独創性	保護者の多様なニーズを把握し、参加者の不安解消のきっかけとなるような効果的な提案があるか。	20点
	ファシリテーターを民間団体、SC・SSW、不登校経験者等広い範囲で提案できているか。	10点
3. 経済性	見積金額は妥当か。（※1）	10点
4. 実績	本委託業務と類似の業務の実績があるか。	10点
	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点

5. 社会政策面の取組	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1点
	実施要領6(1)⑤の障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、(ア)~(エ)のいずれかに該当しているか。	1点
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
	実施要領6(1)⑤の環境マネジメントシステムのうち、(ア)~(エ)のいずれかの認証、登録を受けているか。	1点
6. 県内に本店を有する事業者か。 (本店：4点、支店または営業所：2点、なし：0点)		4点
合計		100点

(※1) 見積金額については、下記のとおり加点する。

「見積額が予定価格の 100%」 … 0点

「見積額が予定価格の 95 %以上 100% 未満」 … 1点

「見積額が予定価格の 90 %以上 95 %未満」 … 3点

「見積額が予定価格の 85 %以上 90 %未満」 … 7点

「見積額が予定価格の 85 %未満」 … 10点

(3) プレゼンテーション審査会の日時および場所

日時：令和8年4月27日(月)

場所：滋賀県庁会議室

なお、プレゼンテーション審査会の参加者には、別途、時間と場所等を連絡する。

(4) 結果の通知

審査の結果については、参加した事業者全てに書面により速やかに通知する。

## 8 失格とする場合(次のいずれかに該当する場合は失格として扱う)

(1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合

(2) 企画提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合

(3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

- (5) 見積金額が予定価格を上回っている場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。

## 9 その他

- (1) 提出された全ての書類については、加筆・訂正・差し替え等は認めない。
- (2) 提出された書類に必要な事項が記載されていない場合、また、必要な条件を満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (3) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、このプロポーザルに係る審査以外に使用することはない。
- (4) プロポーザルに要する経費は全て各事業者の負担とする。
- (5) 採用した場合でも、本業務の達成のために、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。